

上 尾 市
上尾市消防本部
上尾市水道事業
上尾市議会
上尾市教育委員会 訓令第1号
上尾市選挙管理委員会
上尾市監査委員
上尾市代表監査委員
上尾市農業委員会

本 庁
出 先 機 関
上尾市消防本部
上尾市上下水道部
上尾市議会事務局
上尾市教育委員会事務局
市立教育機関
上尾市選挙管理委員会事務局
上尾市監査委員事務局
上尾市農業委員会事務局
上尾市公文書管理運営委員会

上尾市公文書管理運営委員会設置規程を次のように定める。

令和6年3月29日

上尾市長 畠山 稔

上尾市消防長 中山 一之

上尾市長 畠 山 稔

上尾市議会議長 田 中 一 崇

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市選挙管理委員会委員長 鈴 木 博

上尾市監査委員 大 山 一 夫

上尾市監査委員 代 田 龍 乗

上尾市監査委員 小 林 淳 子

上尾市代表監査委員 大 山 一 夫

上尾市農業委員会会長 今 川 修 一

上尾市公文書管理運営委員会設置規程

(設置)

第1条 上尾市公文書管理条例（令和6年上尾市条例第2号。次条第1号及

び第2号において「条例」という。)に基づく公文書管理制度(同条第3号において「公文書管理制度」という。)の適正かつ円滑な運営を図るため、上尾市公文書管理運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市における公文書(条例第2条第5号に規定する公文書をいう。)の適正な管理の推進に関すること。
- (2) 実施機関(条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。)相互の連携に関すること。
- (3) その他本市の公文書管理制度の運営に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、総務部次長の職にある者(総務部次長の職にある者が複数いる場合にあつては、総務部総務課の事務を分掌する総務部次長の職にある者)をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の会議への出席等)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、

委員長が定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

行政経営部行政経営課長	総務部IT推進課長	消防本部消防総務課長
上下水道部経営総務課長	議会事務局議会総務課長	教育委員会事務局教育総務部教育総務課長
教育委員会事務局教育総務部生涯学習課長	選挙管理委員会事務局次長	監査委員事務局次長
農業委員会事務局次長		